

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号) : : : : : 1

改正案	現行
<p>（特定顧客の誘引方法）</p> <p>第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条                  第一項第二号の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する                  方法とする。</p> <p>一 電話、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（                  平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信                  書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者                  による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という                  ）。電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しく                  は法第十二条の三第一項に規定する電磁的方法（以下「電磁                  的方法」という。）により、若しくはピラ若しくはパンフレ                  ットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けること                  により、又は住居を訪問して、当該売買契約又は役務提供契                  約の締結について勧誘をするためのものであることを告げず                  に営業所その他特定の場所への来訪を要請すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>（販売業者等に対する報告の徴収等）</p> <p>第十七条 法第六十六条第一項の規定により主務大臣が販売業者                  、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業                  務提供誘引販売業を行う者に対し報告又は帳簿、書類その他の                  物件の提出を命ずることができるとする事項は、次の表の上欄に掲げ                  る区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p>	<p>（特定顧客の誘引方法）</p> <p>第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条                  第一項第二号の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する                  方法とする。</p> <p>一 電話、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（                  平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信                  書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者                  による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という                  ）。電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しく                  は法第十一条第二項に規定する電磁的方法（以下「電磁的方                  法」という。）により、若しくはピラ若しくはパンフレット                  を配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることによ                  り、又は住居を訪問して、当該売買契約又は役務提供契約の                  締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営                  業所その他特定の場所への来訪を要請すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第十七条 法第六十六条第一項の規定により主務大臣が販売業者                  、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業                  務提供誘引販売業を行う者から報告をさせることができる事項                  は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に                  掲げる事項とする。</p>

(略)

2 | 法第六十六条第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定により経済産業大臣が通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、当該通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者がそれぞれ販売業者若しくは役員提供事業者、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業者を行う者から委託を受けて行う電子メール広告に関する事項とする。

(密接関係者に対する報告の徴収等)

第十七条の二 法第六十六条第二項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の規定により主務大臣が密接関係者に対し報告又は資料の提出を命ずることができる事項は、同表の上欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする

法第四十八条第二項に規定する関連商品の販売を行う者	一 その者が締結する当該関連商品の販売契約の内容及びその履行に関する事項 二 その者が締結した当該関連商品の販売契約の解除に関する事項
業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者	その者が締結する当該業務提供誘引販売取引に係る業務を提供する契約の内容及びその履行に関する事項

(略)

(新設)

(密接関係者)

第十七条の二 法第六十六条第二項の政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第四十八条第二項に規定する関連商品の販売を行う者
- 二 業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者
- 三 法第六十六条第一項に規定する販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客(電話勧誘顧客を含む。)若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者

者	<p>法第六十六条第一項に規定する販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者</p>
	<p>その者が行う法第六十六条第一項に規定する販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの告知又は表示に関する事項</p>

（都道府県が処理する事務）

第十八条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四

（都道府県が処理する事務）

第十八条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四

条の二、第五十二条の二、第五十四条の二及び第六十六条第一項から第四項までに規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業者を行う者の業務に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役員提供に係る取引若しくは業務提供誘引販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2 法第十四条及び第十五条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第十二条の二及び第六十六条第一項から第四項までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役員提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

3 6 (略)

7 第一項から第三項までの規定により法第六条の二、第七条、第八条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二

条の二、第五十二条の二、第五十四条の二及び第六十六条第一項から第三項までに規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業者を行う者の業務に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役員提供に係る取引若しくは業務提供誘引販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2 法第十四条及び第十五条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第十二条の二及び第六十六条第一項から第三項までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役員提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

3 6 (略)

7 第一項から第三項までの規定により法第六条の二、第七条、第八条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二

、第五十六条、第五十七条又は第六十六条第一項から第四項まで規定する主務大臣の権限に属する事務を行った都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならぬ。

8  
(略)

、第五十六条、第五十七条又は第六十六条第一項から第三項まで規定する主務大臣の権限に属する事務を行った都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならぬ。

8  
(略)